

2019年9月25日

国際会計基準審議会 御中

公開草案「IFRS 第17号の修正」に対するコメント

1. 当委員会は、国際会計基準審議会 (IASB) の公開草案「IFRS 第17号の修正」(以下、「本公開草案」という。) に対して我々のコメントを提供する機会を与えていただいたことを歓迎する。
2. 我々は、一般論として、厳正なデュープロセスを経て一度公表した基準をその発効日前に修正することは、IFRS 基準及び IFRS 基準を開発する貴審議会の信頼性を損なう可能性があるために、望ましいことではないものと考えている。  
  
一方、公表前の検討では予期できなかった論点の発現により、修正せずにそのまま導入すると、誤った情報提供となる可能性が大きくなることや、実務上の大きな課題が発生することが十分に予見できるようになった場合には、速やかに是正措置をとるべきであるという考え方も理解できる。
3. 今回の修正は、修正しないと誤った情報提供になりかねないもの及び導入上の実務的困難を解消するものが中心で、範囲は必要最低限のものに限定されている。本公開草案の結論の根拠に記載されている理由も考慮すると、会計処理の修正内容について、その必要性は理解できると考えている。
4. また、発効日の延期については、既に準備を始めている関係者に与える影響を十分考慮する必要があるが、本公開草案における修正の範囲が限定されていることから、1年間の延期の提案は理解可能であると考えます。
5. なお、貴審議会の審議に資するよう、我が国の関係者から聴取した実務上の課題及び懸念を別紙で紹介しているので、ご参照願いたい。
6. 我々のコメントが、貴審議会の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員長

(別紙) 我が国の関係者から聴取した実務上の課題及び懸念

質問 4 「保有している再保険契約」に関連して

1. 本公開草案において損失回収要素という概念が新たに導入された。本公開草案の B119E 項には「損失回収要素は、保有している再保険契約からの損失の回収の戻入れとして純損益に表示される金額、及びその結果、再保険者に支払った保険料の配分から除外される金額を決定する。」との記載がある。ここに記載された導入趣旨を考えると、損失回収要素は、今回変更される当初認識時の処理だけでなく、事後測定時（保有する再保険契約の履行キャッシュ・フローの変動を純損益認識する場合）にも適用されるのではないか。
2. IASB は、本公開草案の付録 A 「用語の定義の修正」において、「比例的なカバーを提供する保有している再保険契約」を定義することを提案している。これによると、「基礎となる保険契約グループについてのすべての発生保険金の一定割合（a percentage of all claims incurred）を保険者から回収する権利を企業に提供する」ものが、比例的なカバーを提供すると定義されることが提案されている。この定義によれば、本公開草案による修正の対象は、いわゆる Quota Share 型の再保険契約（対象となるすべての契約を単一の割合で出再する）に限定されているものと解される可能性がある。しかしながら、比例的な再保険契約は、一般的に比例的なカバーを提供し、かつ、元受契約と直接的に関連がある契約（保険事故が発生したときの出再者と再保険者の責任分担額が一定の割合で決まっている再保険契約）と考えられており、これには「対象となる契約を様々な割合で出再する再保険契約」（いわゆる Surplus 型）も含まれるべきである。本公開草案における定義ではこれらが対象外となる可能性がある点を懸念している。

質問 10 「用語法」に関連して

3. ある要素が、投資要素（保険契約が、保険事故が発生するかどうかにかかわらず、すべての状況において保険契約者に返済することを企業に要求している金額）として扱われるか、又は保険料の払戻しとして扱われるかという差異はあっても、同様の処理が適用される場合がある旨を IFRS 第 17 号において明記する必要があるのではないか。具体的には、従来、キャッシュ・バリューがあるものはすべて投資要素があると考えていたが、今回の投資要素の定義の修正によって、期間 50 年の死亡保障のみの保険などは、キャッシュ・バリューがあっても投資要素はないと判定されることになる可能性がでてきた。これらの契約が解約されたときのキャッシュ・バリューの支払は、従来は投資要素に係る予定と実績の差として処理できると考えていたが、今後はその処理ができなくなるかもしれないことを懸念している。一方

で、これは保険料の払戻しとして処理できるという考え方が TRG で示されており、IFRS 第 17 号においてその旨を明記して欲しい。

4. 本公開草案では、保険契約は、保険カバーに加え、投資関連サービス又は投資リターン・サービスも提供することがあることを踏まえ、発生保険金に係る負債及び残存カバーに係る負債の定義が変更されている。しかし、提案されている定義では、例えば、保険事故は発生していて保険カバーは存在しないが、投資リターン・サービスが残っている場合に、特定のキャッシュ・フローが、(保険カバーに関する)発生保険金に係る負債にも(投資リターン・サービスに関する)残存カバーに係る負債にも該当するように解釈できてしまう懸念がある。したがって、特定のキャッシュ・フローについて、保険カバー又は投資リターン・サービス(又は投資関連サービス)のいずれかが残っている場合にのみ残存カバーに係る負債として、それ以外の場合には発生保険金として処理すべきではないか。また、IFRS 第 17 号は、保険カバーに着目して事故の発生有無で両者を区分してきており、作成者はその前提でシステム対応等を検討してきた。本公開草案においてこの区分を変更すること(前述のとおり修正する場合を含めて)は、作成者のこれまでの準備作業を妨害する結果となる点に十分な配慮が必要である。

以 上